

<p>(通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の範囲)</p> <p><b>第十三条</b> 機構に係る通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 機構法第十一条第一項第一号、第十九号及び第二十号(同項第四号に掲げる業務に附帯する業務に限る。)により取得した株式</p> <p>四 [略]</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>(通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の範囲)</p> <p><b>第十三条</b> 機構に係る通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 機構法第十一条第一項第一号及び第十九号(同項第四号に掲げる業務に附帯する業務に限る。)により取得した株式</p> <p>四 [略]</p>
---	--

附則

この省令は、平成三十一年一月十七日から施行する。

国土交通省令第二号

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律(平成三十年法律第九十四号)及び研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成三十一年政令第四号)の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成三十一年一月十七日 国土交通大臣 石井 啓一

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

(国立研究開発法人建築研究所に関する省令の一部改正)

**第一条** 国立研究開発法人建築研究所に関する省令(平成十三年国土交通省令第四十五号)の一部を次のように改正する。

<p>(業務方法書の記載事項)</p> <p><b>第四条</b> 研究所に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 研究所法第十二条第七号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項</p> <p>八〜十一 (略)</p>	<p>(業務方法書の記載事項)</p> <p><b>第四条</b> 研究所に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>七〜十 (略)</p>
--	---

(国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所に関する省令の一部改正)

**第二条** 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所に関する省令(平成十三年国土交通省令第四十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>改正後</p> <p>(業務方法書の記載事項)</p> <p><b>第四条</b> 研究所に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 研究所法第十一条第七号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項</p> <p>八 研究所法第十一条第八号に規定する附帯業務に関する事項</p> <p>九〜十一 (略)</p> <p>(通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産)</p> <p><b>第十九条</b> 研究所に係る通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産は、土地及び建物並びに次に掲げるものとする。</p> <p>一 研究所法第十一条第一号に掲げる業務(当該業務に係る同条第五号、第六号及び第八号に掲げる業務を含む。)については、試験水槽</p> <p>二 研究所法第十一条第二号及び第三号に掲げる業務(これらの業務に係る同条第五号、第六号及び第八号に掲げる業務を含む。)については、特許権及び実用新案権</p> <p>三 研究所法第十一条第四号に掲げる業務(当該業務に係る同条第五号、第六号及び第八号に掲げる業務を含む。)については、航空機</p>	<p>改正前</p> <p>(業務方法書の記載事項)</p> <p><b>第四条</b> 研究所に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>七 研究所法第十一条第七号に規定する附帯業務に関する事項</p> <p>八〜十 (略)</p> <p>(通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産)</p> <p><b>第十九条</b> 研究所に係る通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産は、土地及び建物並びに次に掲げるものとする。</p> <p>一 研究所法第十一条第一号に掲げる業務(当該業務に係る同条第五号から第七号までに掲げる業務を含む。)については、試験水槽</p> <p>二 研究所法第十一条第二号及び第三号に掲げる業務(これらの業務に係る同条第五号から第七号までに掲げる業務を含む。)については、特許権及び実用新案権</p> <p>三 研究所法第十一条第四号に掲げる業務(当該業務に係る同条第五号から第七号までに掲げる業務を含む。)については、航空機</p>
---	--

(国土交通省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則の一部改正)

**第三条** 国土交通省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則(平成二十年国土交通省令第八十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。